

総踊り子ども団体補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、八代くま川祭り総踊りに参加する子ども団体について八代くま川祭り振興会がその経費の一部を助成する総踊り子ども団体補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、八代くま川祭り総踊りに参加する以下の各号の条件を満たす子ども団体とする。

- 1 踊り子が高校生以下のみで編成される総人数20人以上の団体
- 2 高校生以下の割合が50%以上で総人数30人以上の団体

(対象経費)

第3条 対象経費は、補助年度の総踊り参加に要した子ども衣装代に限る。

(補助金額)

第4条 補助金額は、1団体に10万円を限度とする。(子ども一人当たり800円を計算基準とし、制作数分の補助とする。)

(補助頻度)

第5条 補助金の交付を受けた子ども団体は、補助金の交付を受けた年度から5年間は当補助金の交付を受けることはできない。

(交付申請)

第6条 補助金の交付申請をしようとする者は、総踊り子ども団体補助金交付申請書に名簿を添えて、総踊り参加申し込みの締切日までに会長に提出しなければならない。

2 子ども団体の構成員が未成年のみの場合には、成年に達した子ども団体責任者が子ども団体を代表して前項に定める交付申請を行わなければならない。

(補助金の請求)

第7条 子ども団体は、衣装購入が完了したときは、総踊り子ども団体補助金交付請求書に用途明細の明らかな衣装代領収書の写しと衣装の写真を添えて、速やかに会長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 会長は、申請書及び請求書を受理しこれを適当と認めたときは、速やかに補助金交付を決定し、交付するものとする。

(決定の取消)

第9条 会長は、子ども団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第10条 会長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要項は、平成12年7月1日から施行する。

平成14年7月1日改正施行

平成15年6月13日改正施行

平成17年5月27日改正施行

平成20年5月21日改正施行

令和2年2月25日改正施行